

(各関係団体の長) 様

農 政 部 長
水 産 林 務 部 長
建 設 部 長

北海道公共測量作業規程の一部変更について

道が発注する測量関係業務等につきましては、日頃より多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づき、平成20年10月1日から適用している北海道公共測量作業規程（以下「作業規程」という。）を次のとおり一部変更し、令和7年5月1日から適用しますので、各会員様への周知についてよろしくお願いいたします。

なお、変更後の作業規程については、測量法第34条に定める作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、最終改正：令和7年3月31日国土交通省告示第240号）（以下「準則」という。）を引き続き準用することから、従前同様、読替規定により対応することとします。

記

1 準則の主な改正内容について

(1) 全国の標高成果の改定（令和7年4月）への対応

①新ジオイド・モデル「ジオイド2024 日本とその周辺」を導入しました。

※注意、沖縄等と一部の離島では「ジオイド高 + 基準面補正パラメータ」により求めた値をジオイド高として使用ください。

②全国にある電子基準点を用いて水準点の標高を求めるための測量である

G N S S 標高測量（3級水準測量）を導入しました。

※従来の「G N S S 測量機による水準測量」の代替となる手法です。

(2) 三次元点群データを使用した断面図作成マニュアルを反映

国土地理院が平成31年に定めた標記のマニュアルについて、新たに準則に反映しました。断面図作成方法として数値地形モデル（T I N）法に加えて、点群データを用いた最近隣法を標準化。測量した範囲のあらゆる地点の地形を網羅的に把握することが可能となり、作業時間を短縮できます。

(3) 航空レーザ測量及び航空レーザ測深測量の点密度を追加

U A V や地上レーザ測量等の三次元点群測量では、地図情報レベルに対応した計測条件や単位面積あたりの点密度を規定していました。航空レーザ測量及び航空レーザ測深測量においても、オリジナルデータ等の三次元点群データを測量成

果とする事例に対応するため、地図情報レベルに応じた点密度の関係を追加しました。

地図情報レベル	点密度	格子間隔
500	1点/0.25m ² 以上	0.5m以内
1000	1点/m ² 以上	1m以内
2500	1点/4m ² 以上	2m以内
5000	1点/25m ² 以上	5m以内

2 準則の入手方法について

国土地理院のホームページにおいて公開されていますので、ダウンロードしてご使用ください。

(国土地理院ホームページ)

<https://www.gsi.go.jp/gijyutukanri/gijyutukanri41018.html>

3 その他

今回の改正に伴う作業規程の変更承認申請は不要なことから、国土地理院に提出する「公共測量実施計画書」における「作業規程」欄への記載事項は、従前同様、次のとおりとなります。

- (1) 書類提出年月日 平成20年5月8日
- (2) 承認年月日 平成20年5月23日
- (3) 承認番号 国国地第74号

農政部農村振興局事業調整課技術指導係
水産林務部総務課管理係
建設部建設政策局建設管理課技術管理係